

一緒に考えましょう。市町村合併

市町村合併の行方 No.17

岩室村が「新潟地域合併問題協議会」に正式加入いたしました。

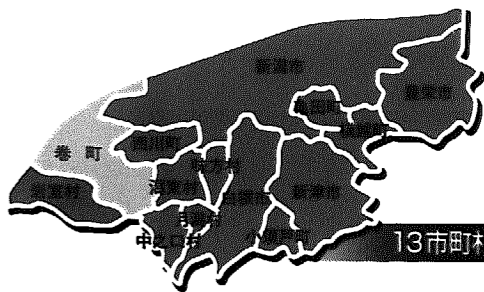
この「市町村合併問題」については重要な課題として、慎重に協議、検討を重ねながら、「広報いわむろ」などを通して、村民の皆さんに色々な情報提供を行ってきました。今回は、先月16日に開催された「第6回 新潟地域合併問題協議会」において、本村の正式加入が認められましたので、その協議会の内容とこれまでの推進経過の概要についてお知らせします。

これまでの「市町村合併情報」等では、岩室村臨時議会で「新潟地域合併問題協議会」への参加に関する決議を提出。その結果、賛成多数により可決となり、このことから、翌2月6日、「新潟地域合併問題協議会」の会長である篠田新潟市長に対して同協議会への参加申請書を提出し、2月21日

開催の「第5回 新潟地域合併問題協議会」で、本村の参加意向が報告されたところまでお知らせをいたしました。

そして、先月16日、「第6回 新潟地域合併問題協議会」が開催され、その席上、岩室村の正式加入が承認されました。この協議会では、本村の加入に伴い、規約の一部改正が行われました。このことにより、本村を含めた関係13市町村で構成される枠組みの協議会となりました。

なお、本村からの協議会委員については、坂爪村長、三富村議会議長、鈴木村議会議長の3名が就任となりました。また、第5回までの協議会で協議された「各種事務事業」における本村についての内容や、それらについての「調整方針案」が報告され、承認されました。



13市町村の現況

市町村名	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
新潟市	527,324	203,283	231.94
新津市	65,860	19,965	78.28
白根市	40,012	10,913	77.06
豊栄市	48,997	14,051	76.85
小須戸町	10,454	2,863	16.91
横越町	10,795	2,940	23.62
亀田町	32,061	10,217	16.82
西川町	12,365	3,392	24.76
味方村	4,805	1,143	14.44
潟東村	6,454	1,389	23.96
月潟村	3,831	961	9.04
中之口村	6,483	1,533	20.16
岩室村	10,042	2,741	36.11
合計	779,483	275,391	649.95

■平成12年国勢調査より(新潟市には旧黒埼町含む)



第6回 新潟地域合併問題協議会

さらに、合併後のまちづくりを進めるための「新潟地域合併設計計画」については、これまでの協議会では、その趣旨や新市の概要、合併の必要性とその効果、まちづくりの基本方針などが示されていますが、今回はさらに合併後のまちづくりの姿を明確にし、各論を展開していくための基本的な考えについて、話し合われました。

それでは、これまでにどのようなことが、関係市町村において協議され、合意されているのでしょうか。今回はそれらの中から主なものをお知らせします。

合併の方式

●新潟市への編入合併とする。編入合併とは1つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の他の市町村に加える合併方式です。

合併の期日

●平成17年3月までを目途とする。

これまでの「新潟地域合併問題協議会」で合意した主な事項について

組合や協議会、審査会、委員会など)がありますが、それらの多くは、合併に伴い、新潟市の制度に統一または継続加入などの取扱いとなります。これらの中でも皆さんの生活に関わりの深いものとしては、「巻町外三ヶ町村衛生組合」(巻町、岩室村、潟東村、西川町で構成。し尿やごみの処理、火葬に関する業務等を共同処理する組合)がありますが、その取扱いとしては、「岩室村、西川町、潟東村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う」こととなります。

わたしたち岩室村のサービス水準は、新潟市と比較するとどのような状態なのでしょうか？

また、消防や救急に関する事務を共同で行う「新潟県西部広域消防事務組合」やお互いに災害時の協力と応援を行うことを主旨とする「南部地区消防応援協定協議会」、「県央広域市町村圏消防応援協定協議会」については、それぞれの構成町村が多岐に渡ることから、現在、調整中であり、今後引き続き十分な協議と検討を行っていくこととなります。

ところで、これから「新潟地域合併問題協議会」の構成市町村と本格的な合併協議を進めていく上で、最も重要な課題として、わたしたちの生活に直接に関係のある各種の事務事業の取扱いをどのように調整していくのかという問題が挙げられます。

今回、比較、検討を行ったそれぞれの行政制度は、「住民生活に密接に係わる行政サービス」として、保健福祉、住民生活、教育・文化などの各分野から合計27項目を選定したものです。

なお、これらのさらに詳細な内容や「各種事務事業」の具体的な調整方針案等の詳細については、後日に別途「市町村合併情報」として、皆さんにお届けする予定です。ご理解をお願いいたします。

地域審議会の取扱い

●新潟市を除く12市町村に設置する。

合併特例法第5条の4第1項の規定により、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ、審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べ、審議会(地域審議会)を置くことができる」と定められています。

町字名の取扱い

●新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の町字名については、各市町村の意向を尊重する。ただし、町名の重複等が生じないように調整する。

各市町村の役所、役場及び行政組織機構の取扱い

●合併前の行政サービス水準を確保するため、新津市役所、白根市役所、豊栄市役所、小須戸町役場、横越町役場、亀田町役場、岩室村役場、西川町役場、味方村役場、潟東村役場、月潟村役場及び中之口村役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。ただし、

①各支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
②支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。
③住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

④各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし、合併後の状況により再編、見直しを図る。

主な部署事務組合等の取扱い

本村が、現在関係するものだけでも20もの組織(福祉や衛生、消防など)に関わる事務